

# ソフトウェア保守サービス ICS会規約

ソフトウェアの使用者（以下甲という）と株式会社システムリサーチ（以下乙という）は、対象ソフトウェアの円滑なる使用に資するため、次の通りICS会規約（以下本規約という）を定め、甲は本規約に同意のうえICS会に入会するものとする。

## 第1条（サービス内容）

甲は乙より、直接または乙の販売代理店を通して所定の会費を支払うことにより、会費の対象となる有効期間内において次の各号サービス（以下本サービスという）を受けることができる。

- ①税制や法令改正、または対象ソフトウェアの機能向上のため乙が必要と判断し、実施したソフトウェアのバージョンアップに対し、甲がバージョンアップされたソフトウェアの提供を依頼した場合、乙は甲に無償にて提供するものとする。提供にあたっての発送費用は、乙が負担する。但し、対象ソフトウェアにカスタマイズを施している場合、または大幅なソフトウェアの改修が必要であると乙が判断した場合は、有償により甲に該当ソフトウェアを提供するものとする。
- ②乙は対象ソフトウェアの操作について甲より問合せを受けた場合、可能な限りすみやかに回答するものとする。
- ③対象ソフトウェアが収録されたプログラムディスク等の紛失または破損等の事由により、甲が代替品を必要とする場合、甲は破損したプログラムディスク等を甲の発送費負担にて乙に送付し、乙は甲よりプログラムディスク等の再発行費用5,000円（税抜）の支払いを受けることにより、甲に代替するプログラムディスク等を乙の発送費負担にて送付する。

## 第2条（対象ソフトウェア）

本サービスは、乙がウェブサイトにてICS会の対象プロダクトと指定したソフトウェアを対象とする。対象ソフトウェア以外のソフトウェア、ハードウェア、データセンタ環境、通信機器、回線、物流・決済等の各サービス等、対象ソフトウェアを運用するにあたって必要となる対象ソフトウェア以外の製品・サービス等については、全て対象外とする。サービス提供期間は原則として、甲が購入した日から5年間とし、購入後5年を超えるソフトウェアについては、乙が継続可能と判断した場合のみ、サービス提供を継続する。対象ソフトウェアの動作環境（OS/ブラウザ/ハードウェアスペック等）は乙がウェブサイトにて最新の情報を掲載する。この動作環境情報は予告なく更新されるものとし、最新の動作環境情報に合致しない環境にて甲が対象ソフトウェアを運用する場合は、本サービスの対象外とする。

## 第3条（会費）

1. 会費の金額は乙が定めるものとし、わが国及び世界の経済指標等を鑑み必要に応じて乙が変更できるものとする。また、乙は甲より支払いを受けた会費については、理由の如何を問わず返金義務を負わない。
2. 運用形態の変更等により会費が増額した場合、甲は乙に次の各号に沿って支払うものとする。
  - ①年額支払の場合は月割計算の上、有効期間の残月の増額分を支払う。
  - ②月額支払の場合は、該当月より新たな会費を支払う。
3. 甲は、乙または乙の販売代理店に対して、注文書、申込書等の個別契約にて定められた支払期限までに会費を支払うものとする。支払期限までに甲が会費を支払わなかった場合、甲は会員資格を喪失するものとする。

## 第4条（会員有効期間）

甲が対象ソフトウェアを購入した日を開始日とし、ICS会員証に記載された期間を会員有効期間とする。

## 第5条（会員資格の更新）

1. 有効期間満了の2ヶ月前までに甲乙いずれからも会員資格を更新しない旨の意思表示が無い場合、会員資格の更新に同意したものとし、次回以降の更新時も同様とする。
2. 更新後の会費については、個別契約にて定められた支払期限までに甲から乙に直接、または乙の販売代理店を通して支払うものとする。

## 第6条（反社会的勢力の排除）

1. 甲は、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体をいう）でないこと、過去も反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして乙の名誉・信用を毀損もしくは業務の妨害を行いまはは不当要求行為をしないこと、及び甲の主要な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員でないことを誓い、保証する。
2. 甲が、次の各号の任一に該当した場合は、乙は甲への催告を要せず、退会させることができる。なお、退会した際、甲に損害が生じても、これを一切賠償しないものとする。
  - ①甲が暴力団・暴力団関係者・総会屋・暴力主義的破壊活動を行う団体またはこれらに準ずるものである場合
  - ②甲が反社会的勢力への資金提供、または密接な交際があった場合
  - ③甲が暴力的または威圧的な犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道により世間一般に認識されたものである場合、またはこれに関わりがある場合
  - ④甲が自らまたは第三者を利用して、乙に対して、詐術・暴力的行為、脅迫的言辞を用いた場合
  - ⑤甲が自らまたは第三者を利用して、乙に対し法的な責任を超えた不当な要求行為をした場合
  - ⑥甲が自らまたは第三者を利用して、乙の名誉や信用等を毀損しまたはそのおそれのある行為、及び業務を妨害またはそのおそれのある行為をした場合
  - ⑦その他前各号に準ずる行為をした場合
3. 甲が次に該当する場合には、反社会的勢力と判断するものとする。
  - ①逮捕、勾留、または起訴され、かつ、逮捕状、勾留状または起訴状に反社会的勢力である旨の記載がある場合
  - ②日刊新聞紙またはテレビ等において、反社会的勢力である旨の報道がされた場合
  - ③反社会的勢力である疑いがあることを理由に金融機関の開設する口座が解約され、または金融機関からの融資が拒絶された場合
  - ④その他前各号に準ずる情報を得た場合

## 第7条（退会及びサービス終了）

1. 甲が上記記載の対象ソフトウェアの使用権を喪失した場合は、その時点で本サービス有効期間は終了し、本サービスの提供を受ける権利を喪失する。
2. 甲が反社会的勢力など社会秩序や生活安全に脅威を与えかねない団体や個人と判明したときや、不当要求を行ったときは、何ら通知を要せず、前項同様に有効期間の終了とし、退会とともに本サービスの提供を受ける権利を喪失する。
3. 甲は対象ソフトウェアに関わるICS会の会員資格を取得後、その会員資格を更新しなかった場合、再度ICS会員の資格を獲得する権利を喪失するものとする。但し、甲が新たに対象ソフトウェアを新規購入した場合は、この限りではない。

## 第8条（本規約の変更手続き）

乙は必要に応じて甲の承諾を得ることなく本規約の全部又は一部を変更できるものとし、変更する際は乙のウェブサイトにてその旨掲載するものとする。甲は変更された最新の本規約に従うものとする。

## 第9条（本規約に定めない事項）

本規約に規定されていない事項、或いは本規約に関して、疑義が生じた場合は甲乙双方協議の上、円滑に解決するように努めるものとする。

## 第10条（協議解決及び裁判管轄）

本規約及び本サービスの提供について、紛争その他の疑義が発生した場合、甲と乙は誠意を持って協議し、問題解決にあたるものとする。協議が不調に終わり、紛争その他の疑義の処理に関して裁判所の判断を必要とするときは、名古屋地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(乙) **株式会社システムリサーチ**

〒453-0861 愛知県名古屋市中村区岩塚本通二丁目12番